

平成二十七年七月三日受領
答弁第一一九四号

内閣衆質一八九第二九四号

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中根康浩君提出「マラケシュ条約」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出「マラケシユ条約」に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシユ条約（仮称）（以下「マラケシユ条約」という。）については、その締結に向けて、障害者団体、権利者団体等の国内関係者の要望を十分踏まえつつ、関係省庁間で検討を行っているところであるが、現時点で具体的な締結時期についてお答えすることは困難である。

二について

マラケシユ条約の締結に当たっては、マラケシユ条約に規定する義務を履行するため、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の改正が必要になると考えられる。